平成２５年（フ）第９７２号
福岡市博多区西春町３丁目３番18―206号
債務者　原田　　大
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山西　信裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０１４号
福岡市中央区谷２丁目２番28―101号
債務者　李奈美こと　李　　順南
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　裕美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６８号
福岡市西区大字千里441番地18
債務者　ＭｉＬＬこと　田村　宏文
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増永　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２７０号
福岡市南区野多目１丁目10番21―406号
債務者　長田　行生
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２８２号
福岡県宗像市原町200番地79
債務者　七ツ矢真也
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川　伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４７０号
仙台市宮城野区岩切字今市19番地の１　プラムハイツ201
債務者　尾形　幸則
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７７号
広島市南区南蟹屋１丁目８番29―203号
債務者　髙橋　　洋
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８６号
広島市佐伯区八幡３丁目28番８―103号、申立時の住所広島県廿日市市上の浜１丁目９番23号
債務者　原　　陽子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷本　素子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６９号
広島市西区庚午中１丁目７番19―306号　第３メゾン庚午
債務者　三木　　宏
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　泰直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７０号
広島市西区庚午中１丁目７番19―306号　第３メゾン庚午
債務者　三木　理惠
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　泰直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０号
広島市東区中山鏡が丘11番３号
債務者　東　　大樹
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　洋之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７９号
広島県東広島市豊栄町能良甲1875番地
債務者　杉原　忠範
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　哲夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２７１号
函館市高丘町36番１号
債務者　川崎　友克
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２７３号
函館市昭和町22番地21
債務者　近藤　保徳
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２４号
山形市千歳１丁目21番18号　べにばなコーポ202号
債務者　柳橋由紀夫
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３５号
山形県天童市中里６丁目７番29号　中里サトーコーポ１－２号
債務者　針生　智美
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４４号
山形市小姓町３番８―503号　ビルドサカイ
債務者　樋本　一彦
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山形地方裁判所民事部